

1 物件

(1) 物件は、原則として赤色回転灯等 別添に示す物品の除去及び文字消しを実施後(費用については購入者の負担)、一時抹消中の所有者の変更が確認されれば、引き渡しとなります。

(2) 詳細

① 名称 資機材運搬車

② 物件の仕様等

| | |
|-----------|--------------------|
| メーカー名及び車名 | トヨタ |
| 車台番号 | VCH28-0002623 |
| 型式 | TC-VCH28S |
| 原動機の型式 | 5VZ |
| 排気量 | 3, 370cc |
| 車体色 | 白色 |
| 初度登録年月 | 平成16年11月 |
| 走行距離 | 77, 534km(若干の変動あり) |
| 車検満了日 | 令和8年11月9日 |

(3) 車両状況等

- ① 令和8年3月まで使用していました。みよし広域連合が必要な装備品等は撤去しています。
- ② 令和8年4月からは、屋外において保管しています。バッテリー等の消耗品交換は購入者負担となります。
- ③ 経年の使用により傷み、キズ、錆、へこみ、破れ、汚れ、装備品及び付属品除去時の穴等があります。現状での引き渡しとなりますので、物件公開時十分確認してください。
- ④ リサイクル券あります。
- ⑤ 鍵は2本あります。

2 入札物件の公開

入札に先立ち、車両の状況を確認いただくため公開します。

確認される方は、事前連絡のうえ消防本部総務課までお越しください。(TEL 0883-76-5119)

(1) 日時 令和8年6月22日(月)から 令和8年7月21日(火)

午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所 徳島県三好郡東みよし町足代345番地1

みよし広域連合消防本部

3 入札参加申込みから契約の締結・所有権の移転

(1) 入札参加者の資格

今回の一般競争入札は、みよし広域連合消防本部管内に居住する成人の方であればどなたでも参加できます。また、法人により購入することも可能です。法人にあつては県内外を問いません。ただし、次の事項に該当する方は参加できません。

- ① 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人、被保佐人、被補助人等)及び破産者で復権を得ていない者
- ② 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア みよし広域連合(以下、「広域連合」と)との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 広域連合の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 広域連合の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は広域連合との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項(監督又は検査)の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく広域連合との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 入札参加の申込み

この入札に参加を希望される場合は、事前の申込みが必要です。

下記必要書類を期間内に提出してください。

| | |
|-----------|---|
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札参加申込書 ・ 個人の場合「印鑑登録証明書」 法人の場合「印鑑証明書」 |
| 提出期間及び提出先 | <p>令和8年6月22日(月)から令和8年7月21日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで 郵送による申込みの場合は「特定記録」にすることとし、令和8年7月21日(火)午後5時必着とします。</p> <p>〒771-2502 徳島県三好郡東みよし町足代345番地1 みよし広域連合消防本部総務課 TEL 0883-76-5119</p> |

(3) 入札の実施日程

入札に参加できる方は、事前に申込みをされた方のみです。

①入札等

| | |
|------------|---|
| 入札実施日 | 令和8年7月30日(木) |
| 入札時刻 | 入札開始: 午前10時15分 |
| 入札会場 | 徳島県三好市池田町マチ2429番地1 みよし広域連合事務局 1階会議室 |
| 入札保証金 | 免除 |
| 入札・開札落札者決定 | <p>入札書には税込みの金額を記入してください。 最高入札価格の入札者を落札者とします。 落札者となるべき同価格の入札者が複数名ある場合は、くじ引きによる抽選により決定します。</p> |

② 入札書等の提出

本入札は、郵便入札となりますので、下記の方法により入札書等を提出してください。

| | |
|---------------|--|
| 提出書類 | ・入札書 ・一般競争入札参加申込書(写) ※申込時提出分に広域連合の受付印を押印したものの写し |
| 到達期限 及び提出先 | 到達期限: 令和8年7月29日(水)午後5時00分まで 提出先: 〒771-2502 徳島県三好郡東みよし町足代345番地1 みよし広域連合消防本部総務課 |
| 提出方法 | 入札書等は <u>一般書留郵便又は簡易書留郵便</u> で到達期限までに到達するように提出してください。 封筒表側に「入札所在中」「公有物件売却(救急車)」「到達期限令和8年7月29日」と <u>朱書き</u> してください。 ※郵便に係る費用は、入札結果にかかわらず入札参加者の負担となります。 |

ア 入札書は、事前に配布した所定の様式をご使用ください。

イ 入札書記載の留意事項をお守りください。

ウ 次の入札は無効となります。

- ・ 入札参加資格のない者が行った入札
- ・ 指定の時刻までに提出しなかった入札
- ・ 所定の入札書によらない入札
- ・ 入札者又は代理人の記名押印がない入札
- ・ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札
- ・ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札
- ・ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別し難い入札
- ・ 入札金額を訂正した入札
- ・ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- ・ 指定の時刻までに事前申込みをしなかった者がした入札
- ・ 指定した提出方法以外の方法で到達した入札書等
- ・ 到達期限を過ぎて到達した入札書等
- ・ 一般競争入札参加申込書(写)が同封されていない場合

③ 開札

開札は所定の時刻が経過した後、その場で行います。

希望者は、開札に立会いすることができます。希望する場合は開札前日までに担当課に申し込んでください。

最高入札価格の入札者を落札者とします。なお、落札となるべき同価格の入札者が複数名ある場合は、くじ引きによる抽選により落札者を決定します。

(4) 契約締結と代金の支払等

① 契約書の書式

契約書は、広域連合の指定様式により締結していただくこととなります。

② 契約期限

契約は落札日から14日以内に広域連合との間で物件売買契約を締結していただくこととなります。この期限までに契約締結されない場合、落札が無効となります。

なお、契約までの間において、落札者側の問題が生じた場合は無効となる場合がありますのでご承知ください。

③ 契約金の納期限

契約代金は、契約締結後から30日以内にお支払いいただきます。

契約代金は、当連合が指定する銀行への振込みでお願いします。ただし銀行振り込みの手数料は、契約者負担となります。

なお、上記期限までに支払われない場合には、契約は解除されることがあります。

④ 契約に要する費用

契約書に添付する印紙代は、契約者のご負担となります。

(5) 物件引渡と権利移転

①引き渡しの時期及び手続き

売却物件は、売払い代金を納付した後、文字消しや赤色灯の塗装、サイレン等の撤去など必要な措置を実施していただきます。撤去等が確認されれば、登録識別情報等通知書及び譲渡証明書をお渡します。一時抹消登録所有者の変更を行っていただきます。

その後確認ができれば、鍵、リサイクル券等をお渡します。

赤色灯、サイレン一式を現状のまま引き渡しの際には、引き渡し後、60日以内に公安委員会が発行する緊急自動車届出確認証の写しを提出していただきます。

②引き渡し、権利移転に伴う費用について

権利に伴う費用(自動車検査登録印紙など)、移送費用は契約者の負担となります。

③用途の制限

ア 契約者は、契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。

イ 契約者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

ウ 契約者は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

④注意事項

落札後、契約を締結した時点で、物件にかかる危険負担は契約者に移転します。

従って、契約締結後に発生した財産の破損などみよし広域連合の責に帰することのできない損害の負担は、契約者が負うこととなり、売払い代金の減額を請求することはできません。

(6)その他

- この説明書に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令(昭和22年政令第16号)、みよし広域連合財務規則、みよし広域連合物品購入契約約款、その他の法令規則等に定めるところにより処理します。